

令和7年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数 | 91,716栓 |
| (2) 年間総給水量 | 16,428,257立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 45,009立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	5,602,557千円
第1項 営業収益	3,780,686千円
第2項 営業外収益	84,357千円
第3項 特別利益	1,737,514千円
支 出	
第1款 水道事業費	5,448,402千円
第1項 営業費用	3,863,020千円
第2項 営業外費用	78,700千円
第3項 特別損失	1,505,682千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額676,293千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,897千円並びに減債積立金18,745千円並びに過年度分損益勘定留保資金237,150千円及び当年度分損益勘定留保資金353,501千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	389,354千円
第1項 企業債	346,350千円
第2項 固定資産売却代金	1千円

第 3 項 負担金 43,003 千円

支 出

第 1 款 資本的支出 1,065,647 千円

第 1 項 建設改良費 803,081 千円

第 2 項 企業債償還金 261,566 千円

第 3 項 予備費 1,000 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 事 業	346,350 千 円	証 書 借 入 れ 又 は 証 券 発 行 の 方 法 に よ る。 起 債 の 時 期 は 令 和 7 年 度 と す る。た だ し、そ の 全 部 又 は 一 部 を 翌 年 度 以 後 に 繰 り 越 し、起 債 す る こ と が で き る。	5.0 パー セ ン ト 以 内	借 入 れ の 時 か ら 据 置 期 間 を 含 め、40 年 以 内 の 償 還 と す る。た だ し、財 政 そ の 他 の 都 合 に よ り、据 置 期 間 及 び 償 還 年 限 を 短 縮 し、若 し く は 繰 上 償 還 し、又 は 低 利 に 借 り 換 え る こ と が で き る。そ の 他 償 還 に つ い て は、借 入 先 の 融 資 条 件 に 従 う。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 249,599 千円

(2) 交際費 10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産購入限度額は、64,764 千円と定める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘